

「農薬に該当しない除草剤の使用実態」について (その3)

緑地管理協議会 * 事務局

丸和バイオケミカル(株) 清水 悟

はじめに

2019年3月28日付けで厚生労働省・農林水産省・経済産業省及び環境省の連名で「農薬として使用することができない除草剤^{注1}の販売等について」との通知が関係団体に発出されたのを受け、緑地管理協議会は2019年8月に3回目の定点観測的な調査^{注2}を実施したので続報^{注3}としてここに報告する。なお、今回は前述の通知を受け、新たに A) 店頭/ECサイト(通販)での「注意文」の確認やその理解について、B) 除草剤を使用する際に気を付けていること(着衣等)についても併せて調査した。

* 緑地管理協議会会員

株式会社エス・ディー・エスバイオテック
保土谷アグロテック株式会社
レインボー薬品株式会社
丸和バイオケミカル株式会社

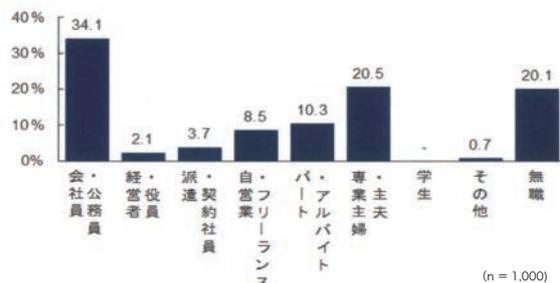
注1: 農薬登録がなされておらず、化審法で認められた化学物質を利用した非農耕地専用除草剤。以下、「無登録除草剤」と表記。

注2: 新規のモニターに対して実施。これまでのアンケートに協力いただいたモニターは除外。

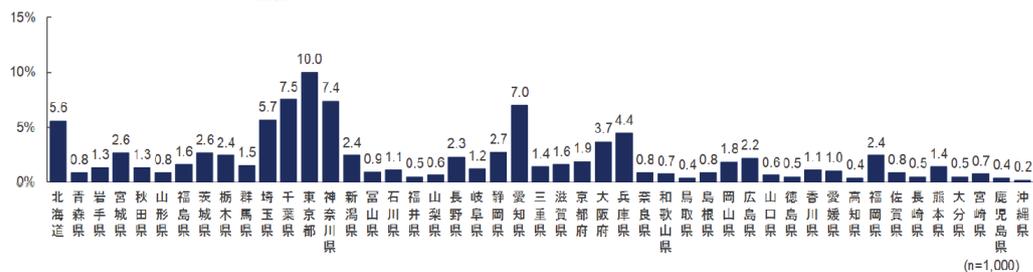
注3: その2は「植調」第53巻第3号(2019)に掲載

回答者プロフィール

職業



居住地 (道府県別)



* 回答は全国から寄せられており、人口の割合に概ね準じていた。男女比率も含めこれまで実施した2回のアンケートと同様の傾向を示した。

性年代



調査方法

調査会社のモニター（9,870名）に対し下記の条件でスクリーニングを実施，1,000名を選定し本調査を行った。

A) 最近1年間で「除草剤」（含む無登録除草剤）を使用した人（対象年齢20歳～79歳）

B) 本人・同居者が従事する職業に農林業・造園業など日常で農薬・薬品を使用する人は除外

（調査にあたっての留意点）

①購入した商品の誤認を回避するため，商品画像で購入商品の特定をした。なお，今回は「無登録除草剤」に剤剤も含めた。

②使用実態の把握は「直近で購入・使用した商品」に限定し，できるかぎり複数回答を回避した。

調査期間：2019年8月23日（金）～8月27日（火）

【調査目的】

A) 商品ラベルの確認状況

B) 除草剤の使用場所の状況把握

C) 店頭／ECサイトにおける購入時の「注意文」理解度を含む状況把握

D) 除草剤の散布時の着衣等の状況把握

③各設問における表示を不規則にするなど，調査の「偏り」をできるだけ回避した。

④使用場面を具体的に把握するため，提示画像において「植栽の有無」がイメージできるよう工夫した。また，植栽の有無は「除草剤を散布した場所から1m程度以内」とした。

結果概要

(1) 商品ラベルの確認状況（図-1，図-2）

全体としては2017年と同様の傾向にある。なお，「農薬登録」を認知している方はこれまでの2回の調査と同様，

「ラベルをよく読む」割合が高い。



図-1 ラベルの確認

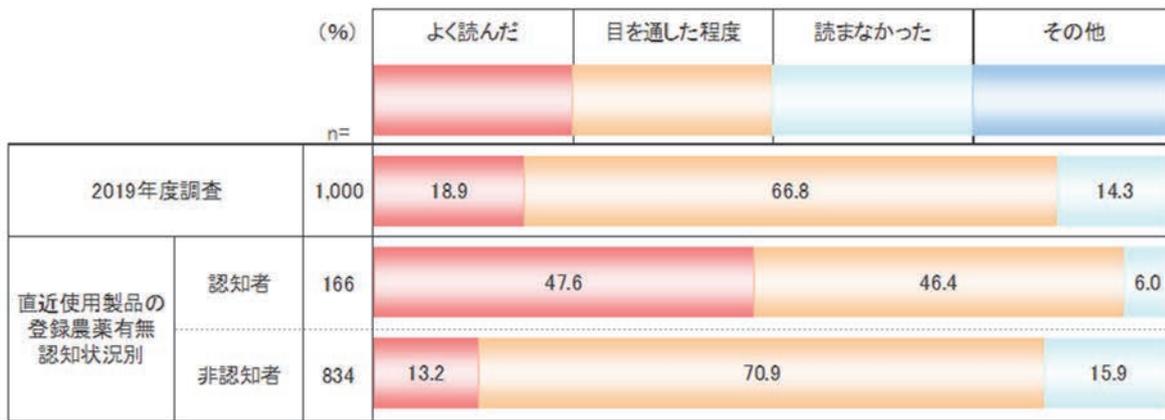


図-2 農薬の登録認知状況

(2) 無登録除草剤の使用割合 (図-3)

2017年調査では無登録除草剤のアイテムが増えたこともあり、2014年調査時に比べ無登録除草剤の使用割合が大幅に増加(17%→29.8%)した。2019年調査では無登録除

草剤の「粒剤」も販売されアイテム数は更に増加したが、使用割合は2017年と同程度であった。なお、無登録除草剤の「粒剤」の使用率は全体の2.1%であった。

n=		登録農業・計	無登録農業・計
2019年度調査	1,000	69.5	30.5
2017年度調査	1,000	70.2	29.8
2014年度調査	971	83.0	17.0

図-3 無登録除草剤の使用割合

(3) 無登録除草剤の使用状況

(無登録除草剤使用者 305 名による複数回答) (図-4)

名の複数回答)と同様の傾向にあり、無登録除草剤を花壇使用した際に1m以内に植栽があった割合が69.8%、同様に家庭菜園では1m以内に植栽があった割合が50%であった。

全体としては2017年調査(無登録除草剤の使用者 298

表示画像	周辺に樹木や草花が全くない場所	使用場所	散布した場所から1m程度以内に樹木や草花のある場所	表示画像
	72.3	駐車場 (n=94)	27.7	
	65.3	家の裏やフェンス周り (n=170)	34.7	
	30.2	花壇 (n=43)	69.8	
	50.0	家庭菜園 (n=38)	50.0	
	65.7	家の庭 (n=137) ※花壇、家庭菜園以外	34.3	
	63.2	空き地 (n=68)	36.8	
	59.4	お墓 (n=32)	40.6	

図-4 無登録除草剤の使用状況

(4) 除草剤を購入する際の「注意文」の確認・理解について
(複数回答) (図-5)

アンケートにおいて下記の文面を提示し、店頭及びECサイトにおける注意文の確認状況について調査した。

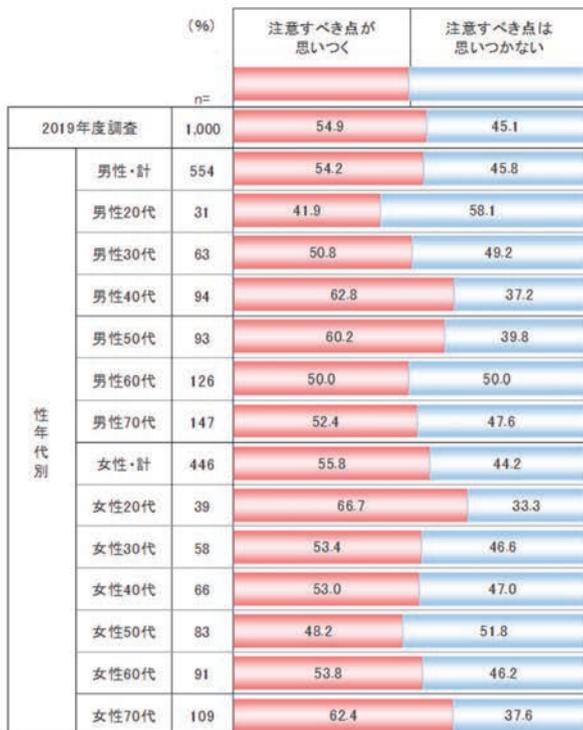
なお、購入先(複数回答)はホームセンターが93.4%、ECサイトが11.7%であった。

「注意文」を確認した方はECサイトが35%、店頭は21%であったが、「農業登録」の認知者が非認知者に比べ顕著に高い割合を示した。

「注意文」の理解度については自由回答(必須)とし意見を求めたところ、全体では「注意すべき点が思いつく」と回答された方は54.9%であった。

〈実査時の呈示説明文〉

店頭の棚や通販サイトの商品ページに掲載している注意文 (例として、2つの注意文を挙げております)	
例①	「こちらの除草剤は、農薬として使用することができません。 このため、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。」
例②	「本剤は農薬として使用できません。」



「注意すべき点」として思いつく点(主要意見を抜粋)

- ・この除草剤は農耕地や庭には使用できないということ(男性50代)
- ・この薬剤を使用した農産物を食べることで、人体に何らかの悪影響が出る(女性60代)
- ・安全性が確かではないので、散布する場所を考える(女性50代)
- ・一般家庭向きで、手軽(男性50代)
- ・強い製品なので人間が口にする植物などに使うことができない(女性60代)
- ・効き目がゆるめで、植物を枯らしてしまうことはない(女性50代)
- ・散布しても効果がない。安全性に問題がある(女性70代)
- ・樹木や花、野菜の苗などの周りでは使えない(女性30代)
- ・人が行き来するところでは使わないようにする(男性50代)
- ・農薬ではないので安全性に問題がある(男性70代)

「注意すべき点」として思いつかない理由(主要意見を抜粋)

- ・そもそも農薬の概念が理解できていないため、主旨が理解できない(男性50代)
- ・なぜ農薬として使用できないのかが具体例がないのでわからない(男性30代)
- ・どのような場所、目的で使用するのか不明(男性70代)
- ・なぜ、除草剤が農薬なのか?(男性60代)
- ・除草剤と農薬との違い、農薬の使用場面とは?(男性70代)
- ・効果が薄いということか、安全なのか危険なのか、よく分からない(女性20代)
- ・除草剤が農薬だと思ってないから(女性50代)
- ・農薬の分類がよくわからない。除草剤はすべて農薬という認識(男性40代)

図-5 「注意文」の確認・理解

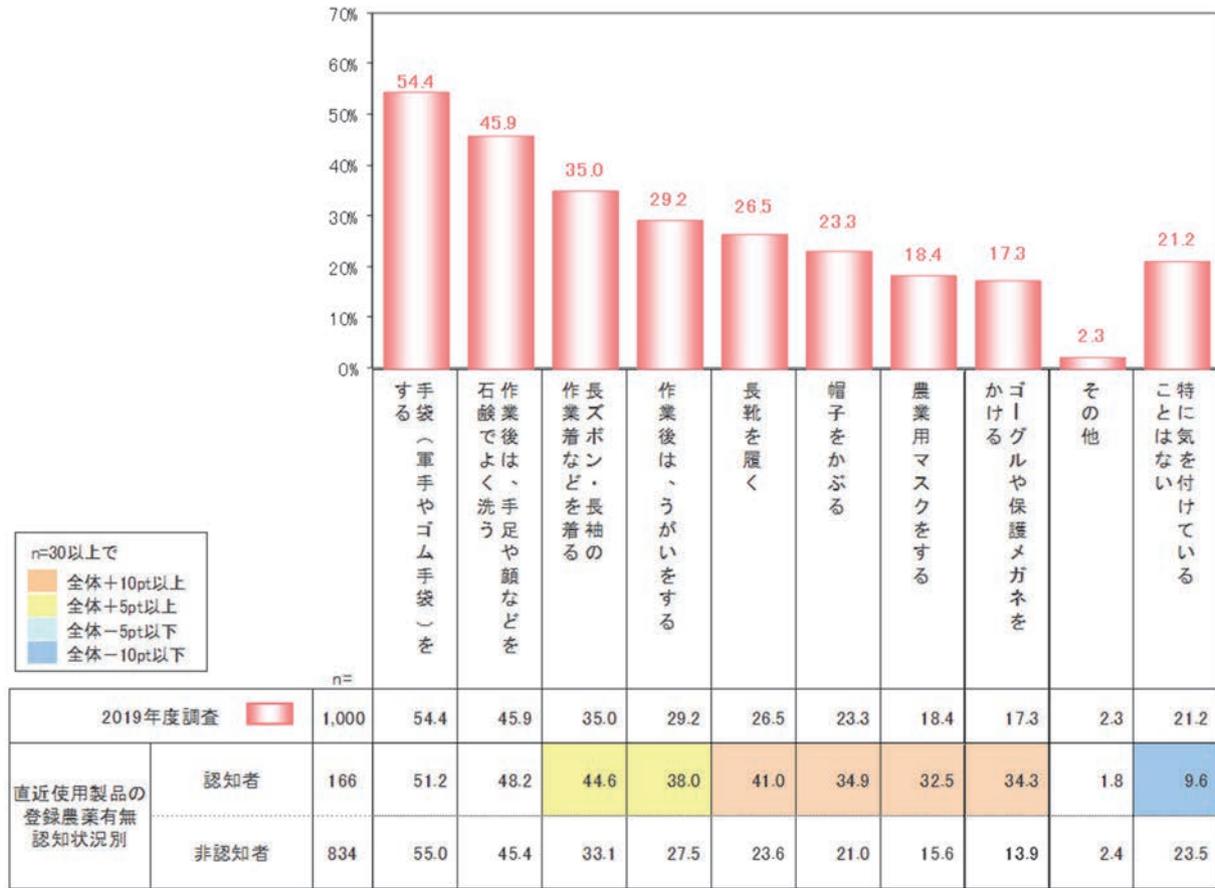


図-6 除草剤を使う際に気を付けている点

(5) 「除草剤を使用する際に気を付けていること」について
(複数回答) (図-6)

除草剤使用時に気を付けていることをみると、全体では、「手袋（軍手やゴム手袋）をする」が54.4%で最も多く、「作業後は、手足や顔などを石鹸でよく洗う」が45.9%で次いでいる。また、「農薬登録」の認知状況別にみると、認知者では、除草剤使用時に長靴、帽子など、身に着けるもののスコアが全体を上回っており、除草剤使用時に直接皮膚に触れないよう配慮している様子が見える。

最後に

2018年に施行された改正農薬取締法では「附帯決議」にて「農薬に該当しない除草剤の販売」への指導強化が求められ、販売する側も行政の指導を受け「農薬に該当しない除草剤」の販売にあたっては注意喚起をしているところである。しかし、今回のアンケート調査結果をみると残念ながら使用する側の法改正並びにその趣旨への理解は不十分であると考えられることから、適正使用の啓発に引き続き取り組む必要がある。

一方でOECD加盟国ではいわゆる無登録除草剤というカテゴリーの商品は存在せず、作物の栽培・管理以外の場面で使用する除草剤についても、農耕地用の除草剤と同様に国による制約・規制を受けた上で商品化されている。我が国においても環境・水質への影響を考慮した場合、いわゆる無登録除草剤も「農薬と統一されたリスク管理・基準」が必要と考える。